

令和4年12月高砂市議会定例会

提案内容の概要説明

提案内容の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

平成30年10月から着工した新庁舎建設事業も、令和元年10月の新分庁舎、令和3年10月の新本庁舎の完成を経て、まもなく外構工事や駐車場整備を含めた全面竣工となり、12月24日に記念式典を行う運びとなりました。

市民の皆さまにおかれましては、これまでの間、駐車スペースの制限など、大変ご不便をおかけしました。新しい庁舎で、改めて職員一同気持ちを新たに、市民の皆さまをお迎えし、市政運営に取り組んでまいります。

つぎに、この10月、11月には感染症対策に配慮しながら、市内各地域で秋祭りやたかさご万灯祭が行われました。

秋祭りや万灯祭は市内のみならず、市外からも多くの観光客が訪れる市を代表する行事であります。久しぶりに人が集まる様子を見て、地域の活性化の重要性を認識しました。また、ここにしかない地域の行事は、地域と人のつながりを強くします。

まちに対する誇りや愛着は、地域のために自身が行動を

起こす大きな原動力となるものであり、非常に重要なものであります。

新型コロナウイルス感染症に細心の注意を払いつつ、地域行事を通じた住民同士の交流、地域文化の土壌づくりなどによって、地域の絆、コミュニティの活性化を深める契機になってほしいと思います。

それでは、今回提案しております議案についてご説明申し上げます。

本定例会には、報告議案 2 件、事件議案 3 件、条例議案 6 件、予算議案 9 件を提案いたしております。

まず、報告議案であります。

高報第 10 号につきましては、宝殿中学校のテニスコート西側防球フェンスの改修工事にかかる経費について、専決処分をしたものにつき報告し、承認を求めるものであります。

高報第11号につきましては、曾根公民館の駐車場で発生しました公用車の事故における損害賠償の額を定めることについて、専決処分をしたものにつき報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、事件議案であります。

高議第60号につきましては、紙町自治会に、自治会館用地として市有土地を無償譲渡することについて、提案するものであります。

高議第61号につきましては、令和5年4月1日より運用を開始する高砂市伊保スポーツ広場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、提案するものであります。

高議第62号につきましては、姫路市及び高砂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約に、新たに公立夜間中学による就学の機会の提供を加えることへの協議をすることについて、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、提案するものであります。

続きまして、条例議案であります。

高議第63号につきましては、高砂市職員の給与に関する条例において、人事院の給与勧告に基づく国家公務員の給与改定の考え方に準じ、会計年度任用職員以外の一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給割合の改定を行うものであります。

高議第64号につきましては、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例において、一般職の職員の給与改定に準じ、特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

高議第65号につきましては、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例において、特別職の職員で常勤のもの給与改定に準じ、議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

高議第66号につきましては、高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例において、一般職の職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割

合の改定等を行うものであります。

高議第67号につきましては、令和5年4月1日から適用される個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、高砂市個人情報の保護に関する条例を制定し、これに伴い現行の高砂市個人情報保護条例を廃止するものであります。

高議第68号につきましては、保健センター機能の全部を本庁舎に移転することに伴い、高砂市文化保健センターの文化センターに係る部分の管理運営について、高砂市文化会館と一体的に行うため、高砂市文化会館条例等において必要な改正を行い、これに伴い現行の高砂市文化保健センター条例を廃止するものであります。

続きまして、予算議案であります。

一般会計におきまして、総額で5,368万5千円の追加をお願いしておりますが、その主なものについてご説明いたします。

まず、総務費では、情報公開・個人情報保護事務事業に

おきまして、個人情報保護に関する法律の施行により、個人情報取扱業務システムの改修に要する経費を計上しております。

戸籍住民基本台帳事務事業におきましては、マイナンバーカードの普及促進を図るため、窓口申請サポート用タブレット端末の導入に係る経費を計上しております。また、オンラインでの交付予約・管理システムの導入に係る経費を債務負担行為とあわせて計上しております。

県議会議員選挙執行事業におきましては、令和5年4月9日に予定する県議会議員選挙の執行に要する経費を債務負担行為とあわせて計上しております。

民生費では、地域介護・福祉空間整備等補助事業におきまして、高齢者施設等における利用者等の安全確保のため、非常用自家発電設備整備を支援するための補助に要する経費を計上しております。

児童健全育成事業におきましては、物価高騰等の影響を受けている市内の放課後児童健全育成事業者に対して、光熱費などの価格上昇分の一部補助に要する経費を計上して

おります。

また、教育・保育給付事業におきましても同様に、物価高騰等の影響を受けている市内の民間認定こども園等に対して、光熱費などの価格上昇分の一部補助に要する経費を計上しております。

商工費では、ふるさと寄附金事業におきまして、見込みを上回る寄附金額の増加により、ふるさと寄附金記念品等に要する経費に不足が生じることが予測されるため、増額補正をお願いするものです。

市内消費活性化事業におきましては、9月に実施しましたキャッシュレスポイント還元事業において、ポイント還元額が当初の見込額を上回ったため、委託料の増額補正をお願いするものです。

都市計画費では、空家等対策推進事業におきまして、相続人のいない空家等について相続財産管理人選任の申立てを行うために要する経費を計上しております。

消防費では、防災対策事業におきまして、緊急地震速報の発表基準が変更されることに伴い、システムの改修に要

する経費を計上しております。

これら補正予算の財源としましては、国庫支出金、県支出金、寄附金等を充てることとしております。

なお、寄附金では、市民の方からの小学校の図書整備等に対する寄附金を計上しております。

債務負担行為では、アスベスト調査委託におきまして、市内17施設のアスベストのスクリーニング調査を実施するため、債務負担行為をお願いするものです。

伊保スポーツ広場指定管理委託におきましては、高議第61号の指定管理者の指定に伴う指定管理委託料について債務負担行為をお願いするものです。

市道補修工事におきましては、市道2路線の舗装補修工事を行うにあたり、工事施工時期の平準化を図るため、債務負担行為をお願いするものです。

次に、特別会計及び企業会計であります。

水道事業会計につきましては、鉛製給水管の改良及び老朽化した水道管の更新を行うにあたり、工事施行時期の平準化を図るため債務負担行為をお願いするものです。

病院事業会計につきましては、アスベスト調査委託におきまして、医師公舎及び看護師公舎のアスベストのスクリーニング調査を実施するため、債務負担行為をお願いするものです。

その他、各会計におきましては事業費の確定に伴う精査を行うとともに、人件費では給与改定による追加を行っております。

以上が提案しております議案の概要でございますが、逐次審議に際しまして、各担当から詳しく説明させますので、よろしくご審議賜われますようお願いいたします。

なお、本会期中におきまして、人事案件として、教育長を任命するにつき同意を求めることについて及び人権擁護

委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、追加提案を予定しております。

また、出産・子育て応援交付金事業につきましては、国からの情報提供が明確になり次第、可能であれば本会議中に補正予算を追加提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。